

## 「統計体系の整理等検討会」の当面の進め方について

統計体系の整理等検討会では、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～（令和元年 12 月 24 日 統計改革推進会議統計行政新生部会）」（以下、「総合的対策」という。）に盛り込まれた提言のうち、統計改革調査部会の下で検討することが求められている以下の事項について、当面の検討課題とする。

- **一般統計調査の重要度に応じた区分の見直し**

限られた統計リソースを有効活用するために、政府統計の区分の見直しを行う必要があるところ、まずは、一般統計調査における、利活用状況に応じた品質管理を行うための区分分けを検討する。

- **「統計利活用リスト」の整備・更新等の在り方**

統計利活用リストは、統計委員会からの建議（「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年 9 月 30 日 統計委員会）」）を踏まえ、誤り発生時の連絡リストとして取組みが開始したものの、その後、総合的対策の中で、利活用リストとしての位置づけも求められるようになったところ。役割を踏まえた統計利活用リストの整備・更新等のあり方について検討する。

なお、検討会の開催だけでなく、必要に応じて、事務局と関係府省の間でメールや個別の面会等による意見交換等を通じて検討を進める場合もあります。

「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～  
(令和元年12月24日 統計改革推進会議統計行政新生部会)」における関連箇所

ステートメント3 (仕事の見直し)

変化に対応 (Adaptation) した統計自体の見直しを

(略)

タスク3-1 ⑧

統計の重点的な作成や見直し、チェック等を実現する観点から、政府統計の区分を見直し

各府省は、総務省と連携して、基幹統計の範囲について、統計法に定める基幹統計の要件をもとに、どのような統計の作成や見直し、チェックにリソースを重点化すべきかという観点から改めて精査を行い、基幹統計の対象の絞り込みや、一般統計との入替え等を検討します。

また、一般統計についても、重要な政策立案やSNA等重要統計の作成に利用されるものや民間で広く利用されるものについては、これを例えば重要一般統計と位置付け、基幹統計に準じて作成や見直し、チェックのためのリソースを確保します。

なお、この基幹統計や重要一般統計の範囲は、社会・経済状況の変化に対応し、費用対効果も踏まえたメリハリのある業務遂行を確保するため、概ね5年ごとに見直しを行います。

タスク3-2 ⑨

政府統計の区分に応じて、メリハリのある管理の仕組みを確立

各府省は、個々の基幹統計について、統計の継続性の要請や費用対効果も考慮しつつ、社会・経済の変化に対応した不断の見直しを徹底します。また、個々の重要一般統計についても、これに準じて対応します。見直しを行う場合には、変更する点、しない点についての情報や考え方を明らかにします。さらに、統計分析審査官が中心となって実施する分析的審査、統計作成プロセス監査など統計の管理の仕組みについても、新たな政府統計の区分に応じたメリハリのあるものとしします。

一方、重要一般統計とされなかった調査については、効率化を徹底するとともに、調査結果が取りまとまった段階で、調査の継続や各調査項目・各集計表の必要性について、官民の利活用ニーズや調査に対する回答状況等を踏まえた検証を行います。

ステートメント7 (利用者・報告者重視)

国民とのコミュニケーション (Communication) を大切に

(略)

タスク7-3 ⑳

統計ユーザーのニーズを把握して、利用価値の高い統計を提供

E B P M推進委員会が行う統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案募集や、政府内における統計利活用リストを作成するために統計改革推進会議統計改革調査部会が行う調査、統計委員会が行う統計ごとの利用状況調査などの結果を活用して、各府省は、統計の内容や精度、提供等の在り方を、不断に見直します。ユーザーからいただいたご意見については、ユーザーに寄り添って対応し、ユーザーが要望するデータを報告者がそもそも把握していない、

調査結果が不安定になる、作成者の負担が過大となるなど対応が困難なものについても、その旨を丁寧に説明するなど、コミュニケーションと理解の確保に努めます。

また、調査設計（調査事項、公表時期等）を変更しようとする場合には、変更内容に応じて、上記の利活用リストに掲載される利活用者からのヒアリングや、有識者会議、パブリックコメント等の機会も活用して政府部内外のユーザーの意見を聞くことにより、統計の利用に支障が生じないよう配慮します。

（略）